

令和6年度奈良県医療費適正化実行力向上市町村支援業務 委託仕様書

1 業務名

令和6年度奈良県医療費適正化実行力向上市町村支援業務

2 業務の背景・目的

市町村国民健康保険（以下「市町村」という。）は、県の医療費適正化計画と整合を図りながら策定した第3期データヘルス計画（計画期間：令和6～11年度）に基づき、効果的な保健事業等の実施により、健康寿命の延伸及び医療費の適正化をより一層推進することが求められている。

このような状況を踏まえて、本業務では、データヘルス計画に基づく効果的なPDCAの実施、それによる保険者努力支援制度での得点向上、さらには市町村の保健事業等の運営力の向上と効率化を目的として、県及び県内市町村の保健事業やその実施体制等の課題を明確にし、地域の実情に応じた医療費適正化・保健事業の推進に資する対策の提案及びその実行支援を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

4 業務内容

本業務では、データヘルス計画に基づく効果的なPDCAの実施及び保険者努力支援制度の得点向上を支援するため、次の業務を行うものとする。

次に掲げる業務は、必要と考えられる事項を示したものであり、受託者からの提案を踏まえ、県と受託者との協議により調整することとする。

なお、県では、奈良県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と連携協定を締結し、市町村の国民健康保険に関する事務や事業の実施支援を行うために、国保事務支援センターを設置して事業を推進しているところであり、本業務の実施に当たっても、受託者は県及び国保連合会と連携しながら実施していくこととする。

(1) データ分析

受託者は、以下のデータ等を収集・活用し、県及び各市町村の現状と課題を明確化する。

なお、分析内容は下記(2)から(4)に示すものとするが、分析区分(二次医療圏別、市町村別、疾病別、男女別、年齢階級別等)や分析する項目等については、県及び国保連合会と調整の上決定する。

①提供データ

県から提供するデータは、以下のとおりとする。

- ア 提供対象：県内市町村国民健康保険被保険者
 ※県内後期高齢者医療制度被保険者のデータ提供の可能性もあるため、対応できるようにしておくこと。
- イ 提供内容：下表のとおり。
- ウ 提供時期：下表1～6は契約締結後提供。
- エ 提供媒体：電子データにて提供。パスワードロック機能付きのハードディスク等の媒体は受託者が準備すること。また、郵送が必要な場合は、受託者がセキュリティ便等を手配し、その料金は受託者が負担するものとする。
 (参考：下表1～6のデータ総量は約130GB見込)
- オ その他：データの取り扱いに当たり、個人情報等の匿名化、暗号化が必要な場合は、受託者の責任において実施することとし、県及び国保連合会はその支援を行う。
 なお、データ抽出に別途料金が発生する場合は、受託者が負担するものとする。

No.	名称	データ詳細		対象年度
1	被保険者台帳 (CSV)	KDB 被保険者台帳		最新
2	資格喪失者一覧	KDB 被保険者台帳に含まれる		平成30年度以降
3	特定健康診査データ (CSV)	FKAC171	KDB 突合 CSV	平成30年度～令和4年度
4	特定保健指導データ (CSV)	FKAC165		
5	医療レセプトデータ (医科・DPC・調剤を含む)	医療レセプトデータ一式		
6	NDB データ	国から提供されたデータ一式		
7	その他、県が必要と認めたデータ 対象年度の拡大等についても、県と調整の上行う。			

②その他のデータ等

その他必要なデータは、公表されている公的統計等から取得するものとし、その場合はデータの出典を明らかにすること。

(2) 市町村を対象とした支援（集団型）

受託者は、市町村の保健事業運営力の向上、また、県全体や地域別の効果的・効率的な事業の検討・実行のため、次の業務を行うものとする。

①市町村の保健事業等の運営力の向上に向けた支援

受託者は、以下の目的に沿った支援事業を提案すること。

なお、より効果的に実施するための方法や回数、時期、対象者等もあわせて、具体的に提案すること。詳細は県と協議の上決定する。

目的	市町村同士のつながり強化や市町村間でのノウハウ共有、県全体でのスキルアップにより、市町村の保健事業等の運営力の向上を図る。
対象者	以下のうち、複数者を対象とすること。 ・市町村の事務職、専門職 ・県関係部署、保健所、国保連合会等の関係者
想定される開催形式	来場型、オンライン型、ハイブリッド型
実施形式例	・勉強会、研修会 ・資材等の検討・作成のための会議 ・意見交換会 ・実地見学、研修
支援例	・事業カレンダーの作成 ・特定健診や特定保健指導の電話勧奨マニュアルの作成 ・事務職員でも保健事業の基本が理解できるよう、市町村内での引継ぎが行えるようテキストを作成 ・ナッジ理論等の効果的な保健事業実施について勉強会 ・各市町村の好事例や資材共有の上、県ひな形となる事業展開フローの整理／資材のひな形の作成

提案に当たって	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数によらず、いずれの内容であっても、対象者が主体的に発言し、目的達成にアプローチできる形式が望ましい。 ・参加者だけでなく、会として可視化された成果があることが望ましい。
---------	--

②県全体や地域別の効果的・効率的な事業の検討・実行に向けた支援

受託者は、以下の目的に沿った支援を実施することができる場合は、その支援方法、テーマ、実施概要等を具体的に提案すること。

目的	県全体または県内の広域的な課題の解決策を検討し、効果的・効率的な事業の実行を図る。
支援例	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域における特定健診受診会場の設定に向けた検討会の運営支援 ・県全体での特定健診受診啓発事業（健診週間の設定、健康イベントの実施）の検討支援 ・保健指導に従事する職員を確保するための基本事務の効率化に向けた検討支援

③集団支援報告書の作成

上記①及び②の経過や結果を踏まえて、集団支援報告書を作成し、県へ提出する。
 なお、報告書には以下の項目を含めることとし、その他効果的な報告書を作成するために必要な事項は県と協議の上決定する。

[報告内容]

- ア 市町村を対象とした支援（集団型）の全体像
全体及び上記①及び②のそれぞれの目的、テーマ、実施時期や回数等の実施概要
- イ 上記①の支援の詳細
支援の目的やテーマ、各回のテーマ、支援内容の詳細、支援結果と到達地点、支援の中で作成した資料や資材等
- ウ 上記②の支援の詳細
上記イと同様
- エ 上記①及び②の支援全体を踏まえた今後の見込等
今後期待できる事項、未参加の関係者へ共有できる事項、令和7年度以降に対応すべき課題と対応案等

(3) 市町村を対象とした支援（個別型）

受託者は、市町村による効果的・効率的な保健事業等の実施の促進や、その実施体制の改善支援による市町村の保健事業等の運営力の向上と医療費適正化の推進のため、次の業務を行うものとする。

なお、本業務は以下のとおり実施することを想定しているが、より効果的に実施するための方法や時期、業務の流れ、市町村の選定方法、実施数等を具体的に提案すること。詳細は県と協議の上決定する。

①生活習慣病発症予防・重症化予防対策に関する調査分析

受託者は、上記（1）のデータを使用して以下の調査分析を行い、県内全市町村の保健事業やその実施体制等を評価し、市町村別に現状と課題を明確化する。

分析対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 ・ 県内全 39 市町村
分析内容	<p>ア 生活習慣病関連の医療費 医療費から生活習慣病発症予防・重症化予防の重要性を認識することを目的とする。</p> <p>イ 被保険者の生活習慣病関連の有病状況 被保険者の健診受診状況や医療受療状況等の複合的な分析から、疾患・リスク因子・生活習慣等の上下関係（因果関係）を踏まえた被保険者の有病状況（重症度）の分布が分かる図表を作成することにより、介入すべき層を明確化（見える化）することを目的とする。</p> <p>ウ その他、市町村の保健事業やその実施体制等を評価する上で、有効と思われる分析</p>

②個別支援実施市町村の選定

受託者は、市町村に対し事業参加意向調査を行った上で、上記①の分析結果をもとに、県と協議の上、個別支援実施市町村を以下のとおり選定する。

事前参加意向調査	
調査対象	県内全 39 市町村
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加希望有無 ・ その他、個別支援前に県内全 39 市町村へ調査するのが有効と思われる事項

個別支援実施市町村の選定	
選定数	6市町村以上
選定方法	<p>以下の事項に着目して選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの希望の有無 ・過去の市町村支援事業参加状況（参加実績がない市町村を優先） ・事業の実施状況（保険者努力支援制度の結果） ・上記①の分析結果 等

③個別支援の実施

上記②で選定した市町村を対象に、以下のとおり個別支援を実施する。

実施内容	<p>ア 実地またはオンラインによるヒアリング</p> <p>イ 課題を深掘りするための追加の分析調査</p> <p>ウ 調査分析を踏まえた医療費適正化・保健事業の推進に資する対策の提案及びその実行支援</p>
実施者	<p>支援に当たっては、市町村の保健事業の実施運営に詳しい者が実施すること。また、必要に応じて有識者の知見を得ること。</p> <p>※最低各回2名以上で実施すること。</p> <p>※県が必要と判断した際には、県・県内保健所・国保連合会等の職員が同席する。</p>
支援例	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査や特定保健指導の実施率向上を目的とした、事業実施スケジュールや体制の見直し支援 ・市町村内関係部署や医療関係者等との連携・接続支援 ・保健指導を実施する人員を確保することを目的とした、保健事業に係る事務の効率化支援 ・介入できていない初期の生活習慣病患者への重症化予防対策の提案及び実行（実行支援） <p>※単年度のみ推進できるものではなく、持続可能性の高い支援を期待する。</p>

その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・単年で完結しない事業については、次年度以降市町村自体が医療費適正化・保健事業を推進できるよう支援を行うこと。（例：庁内や関係者への説明資料作成、委託業務等の仕様検討支援、3ヶ年計画の作成等） ・県の同席有無にかかわらず、ヒアリングや市町村の会議参加等の支援を実施した場合は、速やかに概要と次回以降の課題や方向性を報告すること。
-------------	---

④個別支援報告書の作成

上記①から③の経過や結果を踏まえて、個別支援実施市町村ごとの報告書を作成し、県及び各市町村へ提出する。

なお、報告書には以下の項目を含めることとし、その他効果的な報告書を作成するために必要な事項は県と協議の上決定する。

〔報告内容〕

- ア 選定理由・支援背景（当初見える化された課題）
- イ 調査分析、ヒアリング等によって明らかになった現状と課題の詳細
- ウ ア、イを踏まえて設定した支援の方向性、ゴール
- エ 課題と照らし合わせた支援の詳細
- オ 支援結果と今後期待できること等
- カ 他市町村へ共有できる事項
- キ 支援の中で作成した資料や資料等

⑤他市町村への横展開

上記①から③の経過や結果を踏まえて、県全体の保健事業水準の底上げに資する業務を行うこと。

その手法としては、説明会の開催や、同様の課題が見られる市町村への個別説明等が考えられるが、その他、情報提供に留まらない、市町村の行動変容を伴う横展開を促進できる手法があれば提案すること。

(4) 県が行う市町村支援のための情報収集・分析・企画

受託者は、医療費適正化・保健事業の推進に資する効果的なPDCAの実施や、保険者努力支援制度での得点向上を目的として、県による関係者への働きかけや県主体で実施する取組の検討・改善等を推進するため、次の業務を行うものとする。

なお、本業務は以下のとおり実施することを想定しているが、より効果的に実施するための方法や時期、業務の流れ、実施内容等を具体的に提案すること。詳細は県と協議の上決定する。

①医薬品の適正使用、医療の適正受診等に関する取組の情報収集・分析・企画

ア 医薬品の適正使用、医療の適正受診等に関する調査分析

受託者は、上記（1）のデータを使用して以下の調査分析を行い、市町村別や地域別に評価し、現状と課題を明確化する。

なお、具体的な分析項目や分析手法は提案すること。

[分析内容]

- a. 医薬品の適正使用状況
- b. 後発医薬品の使用状況
- c. 医療の適正受診状況

イ 医薬品適正使用促進地域協議会の運営事務補助

県及び市町村が開催する医薬品適正使用促進地域協議会の運営の補助を行う。現在 5 地域（大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市）で実施しているが、全地域共通の支援を 1 セットとして、年 3 回分の資料作成等の事務補助を段階的に行う。

なお、医薬品適正使用促進地域協議会の概要については、別添参考資料「医薬品適正使用促進地域協議会とは」を参照のこと。

[全地域共通の支援内容]

- a. 上記①のアで分析した結果を地域の状況にあわせて会議資料として加工
- b. その他会議資料の作成
- c. 協議会で検討・実施する取組について、情報収集、アンケート等の調査分析とその分析に基づく提案、アンケート案の作成、啓発資材の作成等を実施（具体的には、フォーミュラリや残薬対策、ポリファーマシー対策等についての国の動向、他自治体等の事例（内容・実績・効果等）を調査し、その内容と推進メリットを資料にまとめる等）
- d. 議事録の作成（終了後 2 週間以内に県へ提出）

[想定される費用について]

- a. 住民向けや医療機関掲示用等の啓発資材の考案、作成、印刷、発送に係る費用（約 150 万円）は本契約金額に含まれるものとする。（5 地域の被保険者の一部に配布するため、5 地域の医療機関及び薬局等に発送することを想定）
- b. 県が随時必要な情報を収集できるよう、社会保障に関する政策の専門情報ウェブサイト MEDIFAX を利用できる環境を県に提供すること。さらに、情報は分野ごと等に整理して県に提供すること。なお、MEDIFAX の利用料（約 50 万円）は、本契約金額に含まれるものとする。
- c. 協議会当日の会場・設備使用料、講師報酬、講師旅費、会議資料の印刷費等は、県または市町村で負担する。

②生活習慣病発症予防・重症化予防に関する取組の情報収集・分析・企画

ア 生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する調査分析

受託者は、上記（１）のデータを使用して以下の調査分析を行い、県全体の生活習慣病に関連する状況を評価し、現状と課題を明確化する。

なお、具体的な分析項目や分析手法は提案すること。

〔分析内容〕

- a. 生活習慣病関連の医療費の状況（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
- b. 生活習慣病関連疾病の有病状況（介入すべき層の見える化）

イ 県が実施する生活習慣病発症予防・重症化予防事業に関する調査分析・提案

受託者は、上記のデータを活用して、県や国保連合会へ事業実施状況に関する調査分析を行い、県が実施する事業の現状と課題の明確化及び改善に向けた提案を行う。

〔支援内容〕

- a. 県の課題と現在実施している事業の適合状況の確認・分析
- b. aを踏まえて取り組むべき事項（事業や効果測定手法）の提案
- c. bで提案された事業を検討する上で必要な情報の収集・追加分析
- d. 関係者との連携事例の収集と奈良県に適合する連携手法の提案

ウ 市町村への支援結果を踏まえた提案

受託者は、上記（２）の支援の結果、県において取組等を検討する必要があると判断した場合には、事業を実施する上で必要となる情報を記載した実施計画書を作成し、県及びその他関係者へ提案する。提案に当たっては、実現可能性を図るため、また、すでに実施している事業との重複を避けるため、あらかじめ県や国保連合会へ体制や事業実施状況等の確認を行うこととする。

③報告書の作成

上記①及び②の経過や結果を踏まえて、報告書を作成し、県へ提出する。

なお、報告書には以下の項目を含めることとし、その他効果的な報告書を作成するために必要な事項は県と協議の上決定する。

〔報告内容〕

- ア 上記①の情報収集・分析・企画の詳細
 - a. 調査分析の結果
 - b. aにより明らかになった現状と課題の詳細

- c. 医薬品適正使用促進地域協議会の運営支援の結果
- d. その他支援の中で作成した資料や資材等
- イ 上記②の情報収集・分析・企画の詳細
 - a. データによる調査分析の結果
 - b. 県が実施する事業に関する調査分析の結果
 - c. a 及び b により明らかになった現状と課題の詳細
 - d. c を踏まえて設定した支援の方向性、ゴール
 - e. 課題と照らし合わせた取り組むべき事項の提案の詳細
 - f. 提案された事業を検討する上で必要な情報の収集・追加分析結果
 - g. その他支援の中で作成した資料や資材等
- ウ 市町村への支援結果を踏まえた県への提案詳細（実施計画書）
- エ その他作成した資料や資材等

(5) 事業報告会の開催

受託者は、2月下旬までに、市町村の保健事業等の運営力の向上を目的として、市町村の行動変容を促進できるよう、県内全市町村を対象に事業報告会を開催する。市町村を対象とした支援（集団型・個別型）について、他市町村の行動変容を促進できるよう、共有形式やその内容について工夫し、報告すること。詳細については、県と調整の上決定する。

また、本報告会の実施に当たって、受託者は県と調整の上、以下の事務を行う。

事務内容	◆会議設定	◆企画・準備	◆当日	◆事後
	<input type="checkbox"/> 日程調整 <input type="checkbox"/> 会場予約 <input type="checkbox"/> 設備機器用意 <input type="checkbox"/> 開催案内 <input type="checkbox"/> 参加者管理	<input type="checkbox"/> 進行案作成 <input type="checkbox"/> 資料作成 <input type="checkbox"/> 資料送付 （会議3日前） <input type="checkbox"/> アンケートの作成	<input type="checkbox"/> 会場設営 <input type="checkbox"/> 司会進行 <input type="checkbox"/> 資料説明 <input type="checkbox"/> 質疑応答 <input type="checkbox"/> WEB 会議対応 （状況による）	<input type="checkbox"/> アンケートのとりまとめ

(6) 事業実績報告書の提出

受託者は、下記6の成果品、事業に係る収支決算の状況等を記載した事業実績報告書を作成し、紙媒体及び加工可能な形式での電子データを県へ提出する。

なお、下記6の成果品については、紙媒体で5部提出すること。

(7) その他独自提案

本業務の目的を達成するための調査分析、提案、市町村への横展開等に係る効果的な手法や実施内容があれば、独自提案すること。

5 スケジュール（予定）

県が想定する業務実施スケジュールは別紙1のとおり。

契約締結後、具体的な業務フロー及びスケジュールは県と協議し決定することとするが、業務の目的や内容を踏まえて現実的かつ効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

6 成果品

(1) 中間成果

受託者は、県と調整の上、下記の事項を資料に整理し、10月上旬に報告・共有すること。なお、具体的な提出日は、県と協議の上決定する。

[報告・共有内容]

- ア 市町村を対象とした支援（集団型）の進捗状況に係る中間報告書
 - a. 支援テーマ
 - b. 支援の実施状況
 - c. 下半期の支援の方向性と次年度予算確保の必要性
- イ 市町村を対象とした支援（個別型）の進捗状況に係る中間報告書
 - a. 下記（2）の成果品 No.3 に示す調査分析の結果（県及び39市町村分）
 - b. ヒアリングや追加分析の実施状況
 - c. 対象市町村ごとの下半期の支援の方向性と次年度予算確保の必要性

(2) 最終成果品

成果品は、契約者双方が協議の上、令和7年3月14日（金）までに県が指定する部数・形式・媒体にて提出することとし、媒体（ハードディスク等）は受託者が準備すること。

項目	No.	名称
全体	1	事業実績報告書 (事業に係る収支決算の状況等を記載)
市町村支援 (集団型)	2	集団支援報告書

市町村支援 (個別型)	3	調査分析の結果（県及び 39 市町村分）
	4	個別支援報告書
	5	支援の中で作成した資料、資材等
県が行う市町村支援のための分析等	6	報告書

7 その他

(1) 県との連絡調整

本業務を円滑に遂行するために、定期的に県と打合せを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分図ること。

なお、県との打合せの際には、その内容を議事録に記録し、県に提出すること。

(2) 公契約条例に基づく遵守事項の遵守

本業務を受託しようとする者は、別紙 2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行に当たって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。業務委託期間が終了した後も同様とする。

本委託業務遂行のための個人情報の取扱いについては、別紙 3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。業務の一部を第三者に委託する場合も同様とする。

(4) セキュリティ対策

本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙 4「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5) 再委託に関する事項

本業務の全部又は主たる部分、契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び委託金額等について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方又は内容を変更しようとするときも同様とする。

再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。また、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(6) 成果品の帰属

受託者は、本業務の成果品及び作成中の書類等に関する全ての著作権を、県に譲渡するものとする。

県は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

受託者は、本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 費用の負担

契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。

(8) 仕様の変更

県は、業務実施の過程において本仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

(9) 本仕様書に定めのない事項への対応

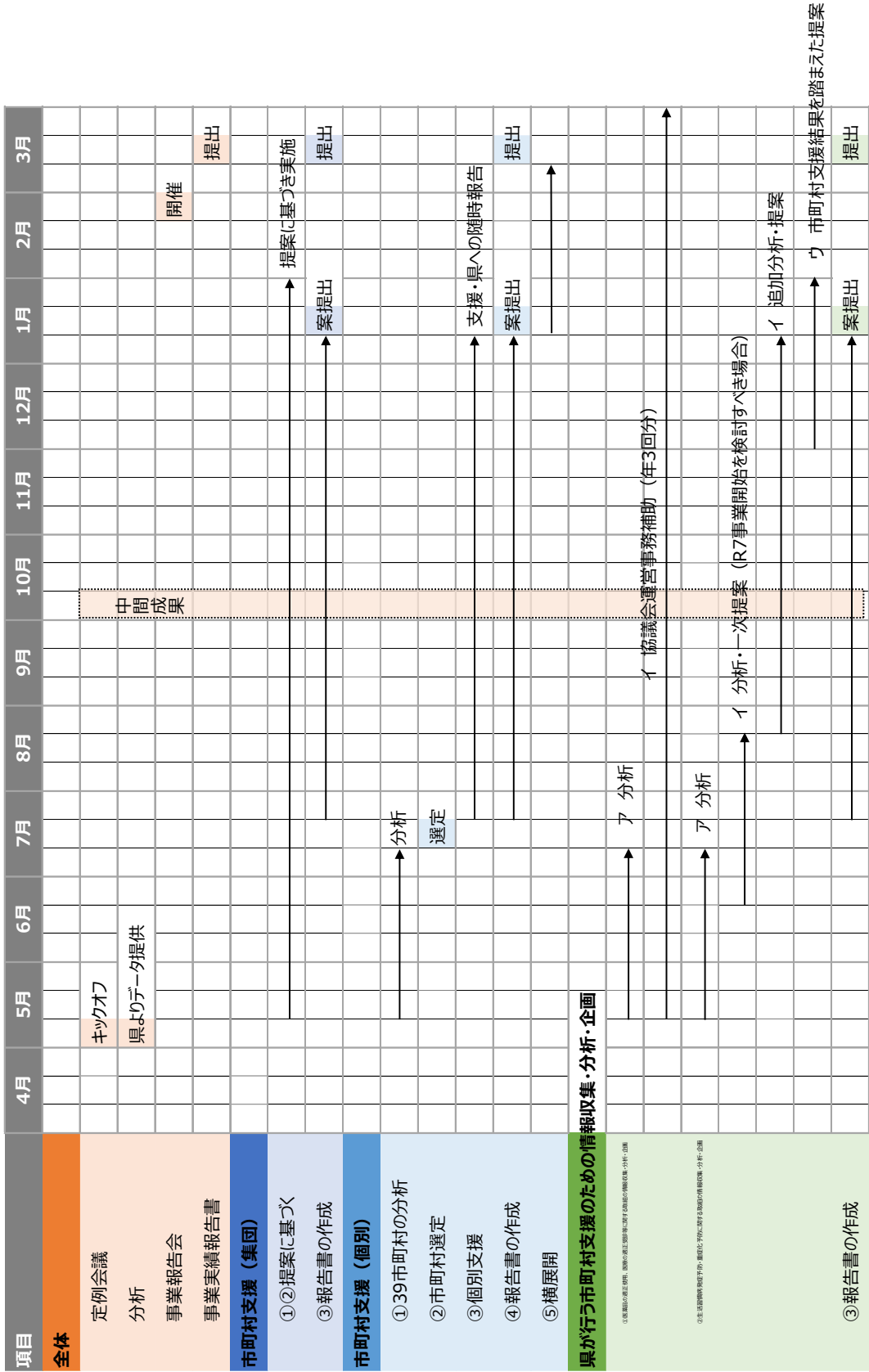
本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(10) その他の留意事項

- ①業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見されたときは、県が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ②本契約の記載事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、県は本契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- ③災害や感染症拡大等の影響により、本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と協議を行い県が決定する。

〈別紙1〉

業務実施スケジュール



〈別紙 2〉

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

〈別紙 3〉

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第9 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

〈別紙 4〉

情報セキュリティに係る特記事項

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること